

別表

1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ 契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、契約者から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

契約者からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0000$$

$$\beta = 0.3780$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 54,000 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (54,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 54,000 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 54,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

3 (契約負荷設備の総容量の算定)

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものいたします。

（イ）住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

（ロ）（イ）以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2）契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 （負荷設備の入力換算容量）

（1）照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70

1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

二 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) ×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	

550 以下	900	1, 200	
750 以下	1, 000	1, 400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8

		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は 次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア) × 70 パーセント

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 (加重平均力率の算定)

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率 (パーセント)

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \text{電熱器 総容量} + 90 \text{ パーセント} \times \text{力率 90 \text{ パーセント} の 機器 総容量} + 80 \text{ パーセント} \times \text{力率 80 \text{ パーセント} の 機器 総容量}}{\text{電熱器 総容量} + \text{力率 90 \text{ パーセント} の 機器 総容量} + \text{力率 80 \text{ パーセント} の 機器 総容量}}$$

機 器 総 容 量

6 (進相用コンデンサ取付容量基準)

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。)

2 次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水銀灯 (標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト

50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 (マイクロファ ラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3 相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワ ット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデン サ 取付容量 (マイクロファ ラッド)	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応 するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロワットアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

7 (契約容量の算定方法)

第 16 条（従量メニュー）(2)ニ(ロ)、第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(14)ロ、および第 16 条の 3（グリーンメニュー）(2)ニ(ロ)、(16)ロの場合の契約容量は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\quad} \times \text{協定の対象と}$$

前月または前年同月の料金の算定期間の日数 なる期間の日数

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象と}}{\text{なる期間の日数}}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象と}}{\text{なる期間の日数}}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、第50条（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは発見の日の属する月

9（日割計算の基本算式）

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、または最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量B、従量C、グリーン従量B、グリーン従量C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数}$$

検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第16条の2(オール電化向けメニュー)(1)、(4)および(5)、および第16条の3(グリーンメニュー)(3)、(6)、(7)の昼間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 第16条の2(オール電化向けメニュー)(2)、および第16条の3(グリーンメニュー)(4)の昼間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 80 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) 第16条の2(オール電化向けメニュー)(6)、および第16条の3(グリーンメニュー)(8)の昼間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 70 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、最初の70キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、70キロワット時をこえ170キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ホ) 第16条の2（オール電化向けメニュー）(7)、(8)、および第16条の3（グリーンメニュー）(9)、(10)の平日における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、平日における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、平日における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ) および(ホ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ クッキングヒーター割引上限額を日割りする場合

$$\text{クッキングヒーター割引上限額} = \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ホ オール電化割引上限額を日割りする場合

$$\text{オール電化割引上限額} = \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ヘ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ト 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）を算定する場合

(イ) 第22条（料金の算定）(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 第22条（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または契約が消滅した場合の(1)イ、ロ、ニおよびホにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のその契約者の属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 第 21 条（使用電力量の計量）(5)の場合は、電気の供給を開始し、または契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、その契約者の属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその契約者の属する検針区域の検針日といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(5) 別表 9（日割計算の基本算式）において、「検針日」または「検針期間」とあるのは、当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合、それぞれ「計量日」または「計量期間」と読み替えて適用します。

10（夜間蓄熱式機器）

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間または深夜に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) (1) イとは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間または深夜とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ お客さまが第 16 条の 2(1)、(2)、(3)、および第 16 条の 3 (3)、(4)、(5)の契約種別をご契約の場合、かつ、第 21 条（使用電力量の計量）(7) イの場合で、一般送配電事業者が夜間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の契約内容にて電気を使用されたときは、当社は、第 42 条（解除等）に準じて契約を解除することがあります。

(4) 当社は、本条に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

11 (オフピーク蓄熱式電気温水器)

(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、次に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の契約内容にて電気を使用されたときは、当社は、第 42 条（解除等）に準じて契約を解除することがあります。

(3) 当社は、本条に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

12 (8 時間通電機器)

(1) 8 時間通電機器とは、別表 10（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器および別表 11（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間（第 21 条（7）イの場合は通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 8 時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、本条に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

13 (通電制御型夜間蓄熱式機器)

(1) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(イ) 給水温度を検知できること。

(ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

- (ニ) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前 7 時（第 21 条（使用電力量の計量）（7）イの場合は通電時間の終了時刻といたします）から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

- (2) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、本条に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

16 （クッキングヒーターを使用されるお客さまについての割引）

(1) 適用範囲

電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます）を据え付けて使用する需要で、第 16 条の 2（1）、（2）、または第 16 条の 3（3）、（4）を申込みの際現に東京電力エナジーパートナー株式会社より電化厨房住宅契約の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、第 16 条の 2（1）ホ、（2）ホ、または第 16 条の 3（3）ホ、（4）ホによって料金として算定された金額からイによって算定されたクッキングヒーター割引額を差し引いたものといたします（クッキングヒーターをすべて取り外された場合を除きます。）。ただし、第 16 条の 2

（1）ホ、（2）ホ、または第 16 条の 3（3）ホ、（4）ホによって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたクッキングヒーター割引額を差し引いてえた金額がハの最低月額料金を下回る場合の料金は、ハの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ クッキングヒーター割引額

クッキングヒーター割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がニに定めるクッキングヒーター割引上限額を上回る場合のクッキングヒーター割引額は、ニに定めるクッキングヒーター割引上限額といたします。

$$\text{クッキングヒーター割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

- (イ) 第 16 条の 2（1）、または第 16 条の 3（3）として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における第 16 条の 2 (1) ニ (ロ)、または第 16 条の 3 (3) ニ (ロ) に定める昼間および夜間のその 1 月の使用電力量に第 16 条の 2 (1) ホ (ロ) または第 16 条の 3 (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9 (1) ロ (ロ) に準ずるものといたします。

(ロ) 第 16 条の 2 (2)、または第 16 条の 3 (4) として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における第 16 条の 2 (2) ニ (ロ)、または第 16 条の 3 (4) ニ (ロ) に定める昼間および夜間のその 1 月の使用電力量に第 16 条の 2 (2) ホ (ロ)、または第 16 条の 3 (4) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9 (1) ロ (ハ) に準ずるものといたします。

ニ クッキングヒーター割引上限額

クッキングヒーター割引上限額は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のクッキングヒーター割引上限額は、その 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契約につき	550 円 00 銭
---------	------------

(4) その他

イ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、第 35 条に準じて違約金を申し受けます。

ハ 当社は、第 23 条に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、クッキングヒーター割引上限額の日割計算は、別表 9 (1) ニによるものといたします。

ニ 第 22 条(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

17 (季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別を契約されるお客さまについての割引)

(2) オール電化割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、第16条の2(3)、または第16条の3(5)を申込みの際現に東京電力エナジーパートナー株式会社より全電化住宅割引の適用を受けている場合の料金は、第16条の2(3)ホ、または第16条の3(5)ホによって料金として算定された金額から、イによって算定されたオール電化割引額を差し引いたものといたします（当該需要場所において全電化需要に該当しないこととなった場合を除きます）。ただし、第16条の2(3)ホ、または第16条の3(5)ホによって料金として算定された金額から別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたオール電化割引額を差し引いてえた金額が料金表Ⅲの最低月額料金を下回る場合の料金は、料金表Ⅲの最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ オール電化割引額

オール電化割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、ロに定めるオール電化割引上限額といたします。

$$\text{オール電化割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、割引対象額は、夏季については朝晩および夜間、その他季については昼間、朝晩および夜間に使用されたその1月の電力量に本条(1)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ オール電化割引上限額

1 契約につき	2,200 円 00 銭
---------	--------------

ハ オール電化割引にかかわる取扱い

(イ) 全電化需要

- a 当社は、全電化需要であることを確認させていただくことがあります。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。
- b 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ロ) オール電化割引額

- a オール電化割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、第 35 条に準じて違約金を申し受けます。ただし、本条（2）ハ（イ）b による申出があった場合は、この限りではありません。
- b オール電化割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- c 第 22 条(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

18 （休日）

第 16 条の 2（12）ハ（ロ）ロ、（13）ハ（ロ）ロ、（14）ハ（ロ）ロ、第 16 条の 3（14）ハ（ロ）ロ、（15）ハ（ロ）ロ、（16）ハ（ロ）ロにおいて、休日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

19 （電源調達調整）

（1）電源調達調整単価

電源調達調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 円 36 銭
-------------	-----------

（2）電源調達調整額

電源調達調整額は、その 1 月の使用電力量に電源調達調整単価を適用して算定いたします。